

令和3年度包括外部監査の結果報告書(概要版)

豊中市包括外部監査人 木下 哲

1. 外部監査のテーマ等

監査テーマ	環境部の所管事業に係る財務に関する事務の執行について
選定理由	<p>地域住民の安全、健康及び福祉を保持することを責務とする地方公共団体には、住民の福祉に深く関係する地域の環境保全に関し重要な役割が期待され、環境問題の解決に大きな責任を負っているものといえる。</p> <p>豊中市においては、平成 7 年に「豊中市環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)」を制定するとともに、平成 30 年度からは 10 年間の計画期間とする「第 3 次豊中市環境基本計画(以下「豊中市環境基本計画」を「環境基本計画」という。)」を策定し、同年 6 月にとよなか市民環境会議が策定した「第 3 次豊中アジェンダ 21」と両輪で、市民・事業者・行政の協働により、地球規模の環境を意識した取組みを地域で一体となって進めているところである。</p> <p>環境基本計画の対象範囲には、市内で排出される廃棄物の処理や環境汚染対策、都市のみどりの保全といった快適な都市環境を確保するための施策から、地球温暖化をはじめとする地球レベルの環境問題に対応するための施策まで幅広い分野が含まれているが、環境部がこれらの施策を担う中核となっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が収束まで長期化することにより、今後、より一層厳しい財政運営が求められることが想定される中、環境部の所管事業に係る財務に関する事務を対象とし、地域の環境保全及び環境問題の解決のためにいかに対応しているのか監査を行うことは、豊中市の今後の行財政運営にとって有用なものと判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。</p>
監査の視点	<ul style="list-style-type: none">環境部の所管事業に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例及び規則等に従い、適正に行われているか。環境部の所管事業に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

2. 外部監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は、次のとおりである。結果が30項目、意見が50項目あり、合わせて80項目である。なお、表中の右側にある「頁」は、包括外部監査の結果報告書(本編)における各項目の記載箇所である。

項目		頁	
第3 監査の総括			
①内部統制制度におけるリスク等の不断の見直しについて	意見	27	
②人権啓発研修の取り扱いについて	意見	29	
第4-1 監査の結果及び意見(環境政策課関連)			
II 個別の事業に関する監査の結果及び意見			
1. 地球温暖化防止地域計画の推進			
①省エネ相談会におけるオンライン開催の拡充について	意見	40	
②とよなか省エネマイスター制度自体の見直しについて	意見	42	
2. 地球温暖化防止基金事業			
①地球温暖化防止基金のより有効な活用について	意見	46	
3. 環境交流センター運営管理及び環境交流センター施設管理			
①指定管理者が確保すべきサービス水準の見直しについて	意見	52	
②事業報告書における自主事業の記載について	意見	53	
第4-2 監査の結果及び意見(公園みどり推進課関連)			
II 個別の事業に関する監査の結果及び意見			
1. 自然環境保全事業			
①青池公園水草除草業務を受託可能な事業者に関する継続的な情報収集について	意見	59	
②保護樹等の現認に関する資料について	意見	61	
2. 生ごみ・剪定枝堆肥化事業			
①契約書と仕様書の一体化について	結果	65	
②委託内容の変更に関わる協議内容の記録について	結果	65	
3. 緑と食品のリサイクルプラザ施設管理、緑と食品のリサイクルプラザ車両管理、緑と食品のリサイクルプラザ主催事業			
①事業の実施体制に関する報告の徴取について	意見	72	
②契約書と仕様書の一体化について	結果	73	
③受注者から徴取する報告内容の網羅性について	結果	74	
④仕様書に対応した報告書様式の設定について	意見	74	
⑤委託内容の変更に関わる協議内容の記録について	結果	75	

項目		頁
4. 花とみどりの相談所施設管理、花とみどりの相談所車両管理、花とみどりの相談所主催事業		
①業務着手届及び業務責任者届の未提出について	結果	80
②契約書と仕様書別紙の一体化について	結果	81
③委託内容の変更に関わる協議内容の記録について	結果	83
5. 花いっぱい運動事業		
①労災保険成立証明願の記載誤りについて	意見	87
②契約書とフラワーポット・花壇設置一覧表等の一体化について	結果	88
③花しょうぶ園とバラ園のより良い育成管理に資する運営方法等の検討について	意見	89
6. 緑化推進事業		
①契約書と仕様書別紙の一体化について	結果	92
②市営原田苗圃施設改修工事における施工計画書の提出期日について	意見	93
7. 公園維持管理事業・公園施設維持管理事業・ふれあい緑地施設管理		
①市内各公園維持管理業務における業務計画書の提出の遅延について	結果	100
②市内各公園維持管理業務における業務着手届の提出期日について	意見	101
③指名基準の明確化について	意見	101
④市内各公園遊具等点検業務における業務の履行状況に関する報告書の提出時期について	結果	102
⑤市内各公園遊具等点検業務の契約書と特記仕様書の一体化について	結果	103
⑥豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における契約書原本の相手方への交付の失念について	結果	103
⑦豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における委託料の中間払いについて	結果	103
⑧豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における再委託の禁止に係る仕様書の記載について	結果	104
⑨シルバー人材センターとの委託契約におけるマニュアルの提出について	結果	105
⑩シルバー人材センターへの委託料の支払時期について	結果	106

項目		結果	頁
	⑪特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表について	結果	107
	⑫人権啓発研修の受講状況の報告について	結果	107
	⑬公園自動車駐車場管理者に係る公募プロポーザルの審査基準について	意見	108
	⑭自動販売機設置許可に係る公募時の最低使用料の算定について	意見	109
	⑮公園内のスポーツ施設の指定管理者等との緊密な連携について	意見	110
	⑯占用許可が必要となる工作物の範囲の明確化について	意見	110
8. 公園等自主管理協定制度事業			
	①活動報告書における活動内容の区分について	意見	114
	②活動報告書に係る審査手続きの簡素化について	意見	115
9. 公園管理事務所施設管理			
	①耐震基準を満たさない倉庫の速やかな撤去について	意見	117
10. 公園安全安心対策事業			
	①積算根拠資料の適切な保管について	意見	121
11. 公園等有効活用事業			
	①野畑南公園外防災公園整備工事における変更契約理由の明確化について	意見	125
	②野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制台帳等の確認の徹底について	結果	126
	③野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制の的確な把握について	意見	129
	④請負代金内訳書の未提出について	結果	130
Ⅲ 個別の事業以外の監査の意見			
	①公園活性化に向けた取組みの推進について	意見	131
第4-3 監査の結果及び意見(減量計画課・美化推進課・家庭ごみ事業課・事業ごみ指導課関連)			
Ⅱ 個別の事業に関する監査の結果及び意見(減量計画課関連)			
1. 環境事業所施設管理			
	①不要な変更契約の締結について	結果	139
2. 車両管理(ごみ処理費)			
	①運行前点検確認表の運用の見直しについて	意見	144
	②運行前点検確認表の記載漏れについて	意見	145

項目		意見	頁
	③リース料の支払い事務について	意見	146
	④請求書のコピーの保管方法の見直しについて	意見	147
3. クリーンランド負担金			
	①より実費に近い負担金の交付方法等について	意見	151
Ⅲ 個別の事業以外の監査の意見			
	①第4次ごみ減量計画の中間見直しにおけるより実効性のある減量策の提示等について	意見	155
Ⅳ 個別の事業に関する監査の結果及び意見(美化推進課関連)			
1. 路上喫煙対策推進事業			
	①届出様式への日付欄の設定について	意見	159
	②業務従事者の届出の確認について	結果	159
2. 地域美化活動事業			
	①届出様式への日付欄の設定について	意見	162
	②搬送業務従事者名簿の確認について	意見	163
	③人権啓発研修の受講状況の報告について	結果	163
Ⅴ 個別の事業に関する監査の結果及び意見(家庭ごみ事業課関連)			
1. ペットボトル分別収集事業			
	①運行車両の届出について	意見	165
	②人権啓発研修の受講状況の報告について	結果	166
	③ペットボトル回収バッグ管理表の記載漏れについて	意見	167
2. 分別周知事業			
	①分別冊子の在庫確認表について	意見	170
	②複数事業者からの参考見積書の徴取について	意見	171
	③競争入札の適用の継続的な検討について	意見	171
	④市民からの再配布依頼時における要因確認等のルール化について	意見	173
3. 分別収集事業			
	①ごみ散乱防止ネットの在庫確認表について	意見	176
4. 再生古紙布売払収入(歳入)			
	①より市場相場を反映した予定価格の算定について	意見	178
	②契約書における単価の記載について	意見	179
5. ごみ収集業務委託事業			
	①過積載への対応について	結果	184
	②委託業務従事者に対する研修について	結果	185

項目			頁
	③車両点検表の確認について	意見	186
6. 粗大ごみ関連			
	①受益者負担水準の見直しについて	意見	191
VI 個別の事業に関する監査の結果及び意見(事業ごみ指導課関連)			
1. し尿処理・運搬業務			
	①手数料の過年度滞納分について	意見	194
	②し尿処理における受益者負担について	意見	195
2. し尿処理施設基本構想策定業務			
	①人権啓発研修の受講状況の報告について	結果	199
	②契約書と仕様書の一体化について	結果	199
	③新たなし尿処理施設に係る具体的な施設整備方針の策定について	意見	200

3. 外部監査の結果及び意見の要旨

下記は、あくまで要旨にすぎないため、具体的な内容や根拠については、包括外部監査の結果報告書(本編)を参照のこと。なお、「(1) 監査の総括」の「部署」欄には関連する部署名を記載しているが、複数の部署にまたがる項目については中心となる部署名を記載している。

(1) 監査の総括

部署	行政総務課 等
意見	① 内部統制制度におけるリスク等の不断の見直しについて
内容	今般の監査において結果及び意見等として指摘した事項には、内部統制制度上のリスクに関連する内容が含まれている。今回の監査における指摘事項もリスクを洗い出す材料の一つとし、各課において固有に認識するリスク(所属リスク)や対応策に関して、見直すべき点が無いか再確認する機会とし、再発防止に向けた取組みを検討されたい。
部署	人権政策課・契約検査課 等
意見	② 人権啓発研修の取り扱いについて
内容	市として、委託業務を発注する際には、受注者が「特に市民と接する機会がある事業者」か否かを十分に検討するよう、各部署に対して、改めて注意を喚起するとともに、「(標準)業務委託契約書」の人権啓発研修に係る条項について選択可能なひな形を準備する等、発注部署における検討漏れを少なくするような仕組みづくりを検討されたい。

(2) 環境政策課関連—個別の事業に関する監査の結果及び意見

項目	1. 地球温暖化防止地域計画の推進
意見	① 省エネ相談会におけるオンライン開催の拡充について
内容	省エネ相談会のオンラインでの開催は、新型コロナウイルス感染症対策だけではなく、開催場所を確保する際の地理的な制約を解消するとともに、参加者が開催場所に出向くことなく自宅等からでも参加できる利点を有する。今後、オンライン開催の課題等を整理し、市民の方が一層参加しやすい開催方法の一つとして、各施設での開催と併せて、オンライン開催の拡充を図られたい。
意見	② とよなか省エネマイスター制度自体の見直しについて
内容	省エネマイスターの登録者数は毎年減少し続けている。現状において、省エネマイスター制度という手法が事業目的に合致しているのか改めて検討し、制度の廃止も含めた抜本的な見直しを図られたい。

項目	2. 地球温暖化防止基金事業
意見	① 地球温暖化防止基金のより有効な活用について
内容	地球温暖化防止基金は、地球温暖化防止地域計画の推進事業であるエコポイントチケット「とよか」の発行財源に充当されているが、過去5年における取崩額の年間平均額は442千円にとどまっている。地球温暖化防止基金を有効に活用するためにも、「とよか」の電子化等も含めて、市民がより利用しやすいものとする事で地域での省エネ推進の一層の後押しとなるよう検討されたい。
項目	3. 環境交流センター運営管理及び環境交流センター施設管理
意見	① 指定管理者が確保すべきサービス水準の見直しについて
内容	環境交流センターの指定管理者が確保すべきサービス水準として、来館者数と施設稼働率に係る水準を定めているが、次期指定期間に係る指定管理者の選定に向けては、ウェブサイト上での情報提供量やアクセス数、ウェブ講座の開催件数や参加者数等といった新たな指標の採用も含めて、より現状に即したものとするよう検討されたい。
意見	② 事業報告書における自主事業の記載について
内容	平成30年度から令和2年度の3ヶ年度分の事業報告書においては、指定管理者の自主事業である「1. 施設の活動や事業への参加」及び「2. 全体事業」に関して、毎年度の記載内容がほぼ同一であった。実際には、年度ごとに異なった内容の自主事業を実施しているとのことであり、指定管理業務の実績とは峻別した上で、実態に即したより詳しい記載とするよう指定管理者に指導されたい。

(3) 公園みどり推進課関連一箇別の事業に関する監査の結果及び意見

項目	1. 自然環境保全事業
意見	① 青池公園水草除草業務を受託可能な事業者に関する継続的な情報収集について
内容	青池公園水草除草業務本作業について、当該業務を行うための特殊作業船を所有し、このような業務を行なっている登録業者が1社しかいないとして特命随意契約を締結しているが、競争性の観点だけではなく、他に同様の業務を委託できる事業者が存在しない場合、当該事業者が受託できない状況となれば、事業が適切に遂行できなくなるおそれもある。本件業務を受託可能な事業者に関する情報収集を継続的に行われたい。

意見	② 保護樹等の現認に関する資料について
内容	保護樹等を現認した際の資料である「令和 2 年度調査用紙」に、記載漏れの事案及び二重記載となっている事案があった。助成金の根拠となる重要な資料であり、その記載には十分に注意を払われない。
項目	2. 生ごみ・剪定枝堆肥化事業
結果	① 契約書と仕様書の一体化について
内容	学校給食センター生ごみ運搬業務の委託契約書には、仕様書が袋綴じされていなかった。仕様書には、契約の重要な部分である業務内容や留意すべき事項が詳細に定められており、委託先が業務を適切に実施するために不可欠な書類であることから、袋綴じにより契約書等と一体化しておく必要がある。
結果	② 委託内容の変更に関わる協議内容の記録について
内容	剪定枝チップ化業務において、当初の仕様書とは内容に変更が生じている。行政事務の透明性を確保するためには、業務実施内容の変更に関わる受注者との協議内容及び契約金額等の変更を不要と判断した理由等について、文書で記録を残すことが必要である。
項目	3. 緑と食品のリサイクルプラザ施設管理・緑と食品のリサイクルプラザ車両管理・緑と食品のリサイクルプラザ主催事業
意見	① 事業の実施体制に関する報告の徴取について
内容	(特非)アジェンダ 21 は市と覚書を締結し、市が無償譲渡した堆肥「とよっぴー」の売却収入を循環型社会形成推進活動に活用する事業を行うものとされているが、実際の業務は、(特非)アジェンダ 21 から(特非)花と緑のネットワークに委任されている。 市と覚書を締結しているのは、あくまで(特非)アジェンダ 21 であることから、(特非)アジェンダ 21 がどのような体制で本件事業を実施しているのか市が明確に把握できるよう、(特非)アジェンダ 21 から(特非)花と緑のネットワークへの委任の方法や管理体制等も含めた報告を受けられたい。
結果	② 契約書と仕様書の一体化について
内容	堆肥「とよっぴー」製造及び資源循環啓発業務の契約書には、仕様書が袋綴じされていなかった。仕様書には、契約の重要な部分である業務内容が詳細に定められており、委託先が業務を適切に実施するために不可欠な書類であることから、袋綴じにより契約書等と一体化しておく必要がある。

結果	③ 受注者から徴取する報告内容の網羅性について
内容	堆肥「とよっぴー」製造及び資源循環啓発業務において、仕様書に定める業務内容のうち、施設等の維持管理に対応する報告書の定めがなく、報告も受けていない。仕様書に定める業務内容について漏れなく報告を受けよう、受注者から報告を求める事項を見直す必要がある。
意見	④ 仕様書に対応した報告書様式の設定について
内容	堆肥「とよっぴー」製造及び資源循環啓発業務に関して、(特非)花と緑のネットワークから提出された資源循環啓発業務報告書においては、実施した業務内容が仕様書に示された項目と対比できる様式となっていない。仕様書の業務内容に対応した様式・内容とするよう指導されたい。
結果	⑤ 委託内容の変更に関わる協議内容の記録について
内容	資源循環啓発業務において、当初の仕様書とは内容に変更が生じている。行政事務の透明性を確保するためには、業務実施内容の変更に関わる受注者との協議内容及び契約金額等の変更を不要と判断した理由等について、文書で記録を残すことが必要である。
項目	4. 花とみどりの相談所施設管理・花とみどりの相談所車両管理・花とみどりの相談所主催事業
結果	① 業務着手届及び業務責任者届の未提出について
内容	植物等育成管理業務、緑化リーダー養成講座及び子ども体験学習等支援業務において、仕様書に定める「業務着手届」及び「業務責任者届」が提出されていなかった。仕様書に定める提出書類の徴取を徹底するとともに、必要に応じて、受注者から受領すべき書類をリスト化する等、再発防止を図る必要がある。
結果	② 契約書と仕様書別紙の一体化について
内容	車両のリース契約(賃貸借契約)、緑化リーダー養成講座及び子ども体験学習等支援業務において、具体的な車種や業務内容が記載された仕様書別紙が委託契約書及び仕様書に袋綴じされていなかった。当該別紙は仕様書の一部をなす重要なものであり、袋綴じにより契約書及び仕様書と一体化しておく必要がある。
結果	③ 委託内容の変更に関わる協議内容の記録について
内容	緑化リーダー養成講座及び子ども体験学習等支援業務において、当初の仕様書とは内容に変更が生じている。行政事務の透明性を確保するためには、業務実施内容の変更に関わる受注者との協議内容及び契約金額等の変更を不要と判断した理由等について、文書で記録を残すことが必要である。

項目	5. 花いっぱい運動事業
意見	① 労災保険成立証明願の記載誤りについて
内容	駅前等草花管理業務委託、花しょうぶ園育成管理業務委託及びバラ園管理業務委託において、労働基準監督署長が証明する「労災保険成立証明願」の提出を求めているが、文面が「豊中市長」ではなく「豊中市上下水道事業管理者」となっていた。委託先から提出書類を受領した際には、誤りがないか十分に確認作業を行うことを徹底されたい。
結果	② 契約書とフラワーポット・花壇設置一覧表等の一体化について
内容	駅前等草花管理業務委託及びバラ園管理業務委託において、具体的な委託業務の実施場所等を記載した「フラワーポット・花壇設置一覧表」等が委託契約書及び仕様書に袋綴じされていなかった。いずれも委託業務を具体的に示すものであり、仕様書と内容的に一体のものであることから、袋綴じにより契約書及び仕様書と一体化しておく必要がある。
意見	③ 花しょうぶ園とバラ園のより良い育成管理に資する運営方法等の検討について
内容	花しょうぶ園育成管理業務、バラ園管理業務に関しては、多年草である花しょうぶや植替えを想定しないバラの育成管理の面からは、複数年にわたる契約を前提にプロポーザル方式を導入することも一案である。逆に、委託先の交代を前提とするのであれば、所管課の職員に対して知識技能、専門性を高めるような研修を行うとともに、職員の異動に伴ってノウハウが散逸しないような工夫が必要である。併せて、市が加入している「都市緑化基金等連絡協議会」を通じて、より効果的な育成管理の手法等に関する情報の収集に努められたい。
項目	6. 緑化推進事業
結果	① 契約書と仕様書別紙の一体化について
内容	市民協同緑化業務において、作業数量が記載された仕様書の別紙が委託契約書及び仕様書に袋綴じされていなかった。当該別紙は委託業務の実施に不可欠な内容であることから、袋綴じにより契約書及び仕様書と一体化しておく必要がある。
意見	② 市営原田苗圃施設改修工事における施工計画書の提出期日について
内容	特記仕様書における記載と所管課の想定するスケジュールとの間に齟齬が生じていることから、特記仕様書等における市への提出書類の提出期日の記載方法等を見直されたい。

項目	7. 公園維持管理事業・公園施設維持管理事業・ふれあい緑地施設管理
結果	① 市内各公園維持管理業務における業務計画書の提出の遅延について
内容	市内各公園維持管理業務(全 14 契約)において、業務計画書の提出日が、仕様書に定める提出期限を経過している状況となっていた。仕様書に定められた提出期日の遵守を徹底する必要がある。
意見	② 市内各公園維持管理業務における業務着手届の提出期日について
内容	市内各公園維持管理業務(全 14 契約)の仕様書において、業務着手届の提出期日は「契約時」とされているが、債務負担により前年度中に契約が締結されており、契約時においては未だ業務に着手されていない。また、実際の着手届も 13 件は令和 2 年 4 月 1 日付けで提出されている。業務着手届の提出期日については、業務の実態に合わせて、「着手時」とすべきである。
意見	③ 指名基準の明確化について
内容	市内各公園遊具等点検業務及び豊島公園外噴水設備等清掃点検業務においては、指名業者を選定した際の根拠が残されていないため、起案文書において指名業者の選定の根拠を明確化しておく必要がある。
結果	④ 市内各公園遊具等点検業務における業務の履行状況に関する報告書の提出時期について
内容	市内各公園遊具等点検業務(全 4 契約)は契約書において、年 2 回、前期分及び後期分として業務の履行状況に関する報告書の提出を受けることとされているが、第 1 区及び第 3 区の契約は同一事業者であるが、前期分の報告書の提出がなく、年度末のみの提出であった。また、遊具及び一般公園施設の状態を A から D までの 4 段階で判定するものとされているが、第 1 区及び第 3 区の判定は全遊具について B 評価となっており、信憑性に疑問が残る状況となっている。 契約条項に準拠して報告書を提出させるとともに、履行状況に不備がある場合には、速やかに是正の指示を行い、その修正状況等を確認した上で報告書を検収する必要がある。
結果	⑤ 市内各公園遊具等点検業務の契約書と特記仕様書別紙の一体化について
内容	市内各公園遊具等点検業務の契約書には、特記仕様書は袋綴じされているが、特記仕様書に付随する別紙については袋綴じされていない。別紙には、業務の対象となる公園や点検の仕様といった本業務

	において重要な項目が含まれており、袋綴じにより契約書等と一体化しておく必要がある。
結果	⑥ 豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における契約書原本の相手方への交付の失念について
内容	豊島公園外噴水設備等清掃点検業務においては、押印後の契約書を受注者に交付することを失念しており、契約書が2通、公園みどり推進課に保管されていた。契約書に袋綴じされた仕様書には、本業務の内容についての詳細な定めがあり、受注者への交付の失念により、履行に影響を及ぼす可能性もあるため、漏れなく交付する必要がある。
結果	⑦ 豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における委託料の中間払いについて
内容	豊島公園外噴水設備等清掃点検業務の委託料については、委託料総額を2回に分割して支払っている。しかし、入札時の現場説明書には、前期分、後期分に分割して支払う旨の記載があるものの、契約書には委託料の中間払いについての規定は無かった。分割して支払うのであれば、受注者から半期ごとに報告書の提出を受け、業務の履行状況を確認し、委託料の支払いをする旨の規定を盛り込んでおく必要がある。
結果	⑧ 豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における再委託の禁止に係る仕様書の記載について
内容	豊島公園外噴水設備等清掃点検業務の契約書及び仕様書の記載において、何が再委託の禁止の対象となる「主たる部分」であるのか不明である。他の業務の仕様書を参考に、「主たる部分」を明記しておく必要がある。
結果	⑨ シルバー人材センターとの委託契約におけるマニュアルの提出について
内容	久保公園外 36 公園多機能便所清掃管理業務及び久保公園外 7 公園便所清掃管理業務においては、仕様書において作成と市への提出が定められているマニュアルが提出されていない。また、千里中央公園管理業務においては、千里中央公園内の有料駐車場の管理業務に係るマニュアルが作成されていない。特に、有料駐車場管理業務には、市の歳入となる駐車場使用料の徴収業務が含まれ、駐車場使用者から徴収した現金の盗難・紛失等のリスクもあることから、マニュアル作成の必要性は高い。 必要な業務について網羅的にマニュアルの作成を求めるとともに、仕様書の規定に基づき、市への提出を求める必要がある。

結果	⑩ シルバー人材センターへの委託料の支払時期について
内容	シルバー人材センターとの 4 件の委託契約においては、委託料の支払いは年 12 回の月払いとされているが、実際には、年 12 回の支払いではあるものの月払いとなっていない。コロナ禍における公園駐車場閉鎖等といった令和 2 年度特有の事情もあるが、シルバー人材センターからの請求書の提出遅延と、公園みどり推進課における事務処理の遅延が重なったことも一つの要因だったとのことである。公園みどり推進課及びシルバー人材センターの双方において、契約条項と実際の支払時期が乖離しないよう、請求書の提出時期等について、十分に確認しておく必要がある。
結果	⑪ 特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表について
内容	令和 2 年度のシルバー人材センターとの間で締結した特定随意契約については、豊中市財務規則第 104 条の 2 の規定により、あらかじめ契約の発注見通しを公表するとともに、契約締結前後において所定の事項を公表することが求められているが、これらの公表が行われていなかった。令和 3 年度については公表されているが、今後とも、必要な公表を適時適切に行うよう、留意する必要がある。
結果	⑫ 人権啓発研修の受講状況の報告について
内容	公園みどり推進課にて契約した 5 件の委託契約において、仕様書にて定める人権啓発研修の受講状況の報告が行われていなかった。いずれも、令和 2 年度中に人権啓発研修を実施していたものの、その報告が漏れていたとのことであったが、仕様書に基づき、漏れなく報告を受ける必要がある。
意見	⑬ 公園自動車駐車場管理者に係る公募プロポーザルの審査基準について
内容	二ノ切池公園自動車駐車場、豊島公園自動車駐車場、ふれあい緑地(北)自動車駐車場、ふれあい緑地(中央)自動車駐車場、ふれあい緑地(南)自動車駐車場の 5 箇所については、駐車場の管理運営を行う民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定している。駐車場管理者の公募を行った際の審査項目においては、品質面と価格面での審査項目が設定されているが、現行の審査基準においては、価格面で突出して高い使用料を提示した提案者が存在した場合、品質面の評価が相当低い場合であっても、当該提案者を選定せざるを得ない。今後、一定の品質を確保し得る審査基準の設定方法等について検討されたい。

意見	⑭ 自動販売機設置許可に係る公募時の最低使用料の算定について
内容	公園内に設置された清涼飲料水自動販売機については、設置許可に係る公募を実施しており、市が設定する最低使用料以上かつ提案価格について最も高い金額を提示した応募者を選定することとしている。しかし、最低使用料の設定についての明確な根拠資料が残されていなかった。また、立地にかかわらず、一律の最低使用料が設定されているが、最低使用料の設定根拠を明確化するとともに、過去の売上額の実績を加味した設定を検討する必要がある。
意見	⑮ 公園内のスポーツ施設の指定管理者等との緊密な連携について
内容	ふれあい緑地については、公園みどり推進課、スポーツ振興課及びスポーツ施設の指定管理者により組織する運営調整会議が設置されているが、他のスポーツ施設が併存する公園の管理運営についても、関係団体と積極的な情報交換を行い、緊密な連携を図るため、要綱等により調整会議等の協議の場を設置することを明確化されたい。また、駐車場の管理運営事業者についても、調整会議に出席する根拠を明確化しておくべきである。
意見	⑯ 占用許可が必要となる工作物の範囲の明確化について
内容	占用許可が必要となる工作物の範囲については、各自治体における取扱いが様々となっているのが現状であるが、市として統一的な判断が可能となるよう、一定の基準を設けておくべきである。
項目	8. 公園等自主管理協定制度事業
意見	① 活動報告書における活動内容の区分について
内容	自主管理要綱第5条第4項に列挙された活動は、交付金の額を決定する基礎となることから、活動報告書に記載する活動の区分を、これと同一とすることにより、交付金の対象となる事業を明確化することが望ましい。
意見	② 活動報告書に係る審査手続きの簡素化について
内容	公園みどり推進課、自主管理団体の双方にとって、毎月の活動報告書の提出が負担となっていることは否定できない。近隣の箕面市や西宮市における同種制度においては、報告は年2回とされていることもあり、他団体における運用も検討した上で、活動報告書の提出・審査の手続きを簡素化する余地がないか、検討する必要がある。
項目	9. 公園管理事務所施設管理
意見	① 耐震基準を満たさない倉庫の速やかな撤去について
内容	大門公園内にある公園管理事務所の倉庫について、耐震基準を満たしていない。現在、倉庫としては使用しておらず、建物内に立ち入ること

	はないとのことであるが、注意を促す貼り紙はされているものの、使用中の建物 2 棟に挟まれるような立地であり、公園利用者が容易に建物に近づける状況となっている。大門公園は普段から多くの利用者があり、地震や大火災時における指定緊急避難所となっていることから、速やかに解体撤去するよう、対応を進められたい。
項目	10. 公園安全安心対策事業
意見	① 積算根拠資料の適切な保管について
内容	本事業における遊具改修に係る予定価格積算の根拠資料として、参考見積書のみがファイリングされており、積算の過程を示す「単価決定資料」については、別途、電子データのみで保存されている。見積書と「単価決定資料」が揃うことにより始めて積算額の算定根拠が明らかになるのであるから、両者の関連性が明確となるような形で保管しておく必要がある。
項目	11. 公園等有効活用事業
意見	① 野畑南公園外防災公園整備工事における変更契約理由の明確化について
内容	変更契約理由の記載が、対象となる公園に関して誤解を招く表現となっている。また、当初設計で予定していなかった事項を追加しているが、変更契約理由書にその旨を明確に記載しておくべきである。 また、受注者との「協議書(打合せ簿)」において、変更に係る協議の記録を確認することができなかった。明らかに軽微と認められるものを除き、設計数量が変更となるような事項については、「協議書(打合せ簿)」に記載し、文書化しておくべきである。
結果	② 野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制台帳等の確認の徹底について
内容	元請負人と施工体制台帳等に記載のない D 社との注文書・注文請書が提出されていたため、その理由について確認したところ、施工体制台帳等で下請人(第一次)とされていた C 社は、D 社からの再下請負を受けていたことが判明した。結果的に、提出を求めべき書類の一部が提出されていなかったことになることから、公園みどり推進課において、提出を受けた施工体制台帳等と添付書類の内容を十分に確認しておく必要があったといえる。今後、提出された施工体制台帳等について、チェックリストを活用する等、その内容の確認を徹底する必要がある。

意見	③ 野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制の的確な把握について
内容	下請人であるD社は、元請負人との契約金額の97.0%に相当する額について、C社に再下請負しており、金額で判断する限りは、禁止されている一括再委託に該当するような外観を呈している。実際には、D社も施工に関与していたことを確認しているとのことであるが、D社は、施工体制台帳等に記載されておらず、施工体制の把握が十分とはいえない状況にあった。また、D社が施工に関与している事実があったとしても、法令が禁止する一括再委託があったかのような疑念を持たれないようにしておくことが望ましい。今後は、施工管理台帳等の内容を十分に確認し、工事の施工体制を的確に把握した上で、受注者への状況確認を行う等、適切な対応を行う必要がある。
結果	④ 請負代金内訳書の未提出について
内容	野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事及び二ノ切池公園水景施設改修工事については、受注者から請負代金内訳書が提出されていなかった。契約書の条項に基づく提出書類については、漏れなく提出を受ける必要があることから、書類の提出状況についての十分なチェック体制を確立する必要がある。

(4) 公園みどり推進課関連一個別の事業以外の監査の意見

意見	1. 公園活性化に向けた取組みの推進について
内容	<p>市においては、公園の活性化については、市の管理する公園を規模に応じて分類し、民間活力導入や、地域との連携を視野に入れ進めていくこととしている。</p> <p>この一環として、ふれあい緑地の利活用に向けたカフェ等飲食店舗の整備・運営事業に係る事業者を選定したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見通せないとして、事業者が工事着手を見合わせたまま、令和3年12月7日に事業者からの申し出により協定が解除されている。今回の協定解除は新型コロナウイルス感染症のまん延という事業者側が負担し得ないリスクの発生によるものと言えるが、今後、民間事業者の事業環境等を踏まえ、再公募の適否やその実施時期等も含めて、あらためて事業の方向性等を検討する必要がある。</p> <p>公園の運営に民間活力を導入することにより全ての課題が解決されるものではないが、市の財政に余力が乏しい中、大規模公園を活性化する方策の一つであることは確かである。今後、関与する事業者に対する十分なモニタリングの実施を前提とした上で、対象とする民間事業者の</p>

	<p>事業環境やその公園の置かれた状況等を十分に考慮し、取組みを推進されたい。</p> <p>また、地域の公園においては、小規模公園を対象とした活用に向けて、地域の自治組織と連携した「取組方針(案)」の策定や、その前提となる整備プランの策定に向けた準備を進めているところであるが、市民の身近に設置されている小規模公園の活性化は、地域コミュニティの活性化等にもつながる重要なものであり、引き続き、取組みを推進されたい。</p>
--	--

(5) 減量計画課関連一個別の事業に関する監査の結果及び意見

項目	1. 環境事業所施設管理
結果	① 不要な変更契約の締結について
内容	産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約において、消費税率の改定に合わせて、令和元年10月1日付けにて変更契約を締結しているが、本来、契約書に変更すべき箇所は無かった。このような事務処理を行うことは、契約締結に係る不要な事務コストを発生させるとともに、市の契約事務に対する信頼性を損ねるおそれもある。環境部における他の契約においても類似の誤りが生じていないことを確認するとともに、再発防止策を講じる必要がある。
項目	2. 車両管理(ごみ処理費)
意見	① 運行前点検確認表の運用方法の見直しについて
内容	環境事業所では作業車両を運転する前には、必ず運行前点検として日常点検を実施することになっているが、運行前点検確認表を運転手のシフト表から連動させ、当日の運行予定車両以外の欄には『-』が転記されるような設定を行い、適切な確認が行われれば空欄が生じないような運用とする等、より実効性の高い方法を検討されたい。
意見	② 運行前点検確認表の記載漏れについて
内容	運行前点検表に点検を実施した旨が記載されているものの、運行前点検確認表に乗務員名の記載が漏れているものがあつた。運行前点検確認表は、安全なごみ収集業務を行うためのダブルチェックとして重要であり、運行前点検表の記録に基づいた正確な記載を行うよう、その意義をあらためて職員に周知されたい。
意見	③ リース料の支払い事務について
内容	リース会社3社から車両71台をリースにより調達しているが、リース会社の協力を得た上で、発行する複数の請求書を各社ごとに集約して1

	枚にまとめ、リース契約番号を記載した車両一覧をその明細表として提出を受けることにより、手続の簡略化や効率化を図られたい。
意見	④ 請求書のコピーの保管方法の見直しについて
内容	支出命令書の決裁時に添付する全ての請求書のコピーを保管しているが、市においても紙資料の削減に取り組んでいるところであり、PDF化したデータを保存する等の対応を検討されたい。
項目	3. クリーンランド負担金
意見	① より実費に近い負担金の交付方法等について
内容	<p>豊中市伊丹市クリーンランドへの負担金は、本来、支出先において多額の剰余金(歳入歳出差引額)が生じることは想定されないものであるが、平成 29 年度～令和元年度における豊中市伊丹市クリーンランドの決算においては、結果的に、比較的高い水準での歳入歳出差引額が生じている。</p> <p>発生した歳入歳出差引額は、最終的には負担金の減額要素として反映されることとなるが、財政的に厳しい状況にある中、年度末に近い 2 月頃の決算見込額を基礎とした交付金の額を算定し、3 月の支出時に調整する等、より実費に近い負担金となるよう算定方法等を検討されたい。</p>

(6) 減量計画課関連一個別の事業以外の監査の意見

意見	1. 第 4 次ごみ減量計画の中間見直しにおけるより実効性のある減量策の提示等について
内容	<p>令和 4 年度に予定されている第 4 次ごみ減量計画の中間見直しにおいては、令和 4 年度までの家庭系ごみや事業系ごみの排出動向や直近の人口動向等も踏まえて、令和 9 年度の目標達成の可能性を改めて検討するとともに、その手段として、より実効性のある発生抑制及び適切な分別の促進策を具体的に示されたい。</p> <p>また、中間見直しに際して、他の手段等によるごみの発生抑制量等が不足する場合には、家庭ごみの有料化を検討の俎上に上げることになると思われるが、豊中市においては、既に市指定ごみ袋制が実施されていることから、家庭ごみ有料化の効果等がどの程度見込めるのかあらかじめ整理されたい。</p>

(7) 美化推進課関連一箇別の事業に関する監査の結果及び意見

項目	1. 路上喫煙対策推進事業
意見	① 届出様式への日付欄の設定について
内容	豊中駅周辺屋外分煙所、千里中央駅周辺屋外分煙所及び庄内駅周辺屋外分煙所清掃業務においては、事前に「管理者届出書及び業務従事者名簿」を提出することが仕様書で規定されているが、提出日を記載する欄が無く、届け出た時期が明確でないことから、日付欄を設けられたい。
結果	② 業務従事者の届出の確認について
内容	<p>令和3年3月分作業報告書に記載の作業従事者のうち、2名の作業従事者について、「管理者届出書及び業務従事者名簿」での届出が行われていなかった。当該2名は年度途中で追加・交代した者であり、受注者であるシルバー人材センターには、変更後の「管理者届出書及び業務従事者名簿」の届出を求めているものの、提出されなかったとのことである。</p> <p>作業従事者の届出が漏れなく行われていることを継続的に確認するとともに、提出が無い場合の対応についても事前に検討しておく必要がある。また、度重なる督促にも関わらずシルバー人材センターから提出が行われないうのであれば、市としてシルバー人材センターに適正な事務処理体制の構築を申し入れる等の対応についても検討する必要がある。</p>
項目	2. 地域美化活動事業
意見	① 届出様式への日付欄の設定について
内容	地域清掃ごみ搬送業務においては、事前に「搬送業務従事者名簿」及び「搬送車両報告書」を提出することが仕様書で規定されているが、日付の記載欄が無い。従事者や車両については市の承認が必要であり、変更の場合にも同様であることから、提出日が必ず記載されるように、様式に日付欄を設けられたい。更に、他の事業の報告様式も同様にチェックし、必要な見直しを講じられたい。
意見	② 搬送業務従事者名簿の確認について
内容	地域清掃ごみ搬送業務においては、搬送業務に従事する事業者の使用人の氏名を「搬送業務従事者名簿」にて届け出るとともに、免許証の写しを提出する旨が仕様書に規定されているが、名簿上、1名の使用人の生年月日の記載が誤っていた。本人確認用の資料として免許証の写しの提出を求めるのであれば、免許証の記載内容と届出内容とが一致していることを確認する必要がある。

	また、受注者が搬送業務全般の管理責任を負うことを踏まえ、免許証の写しの提出を受ける必要性を改めて整理するとともに、意義に乏しい場合には、免許証の写しの提出を廃止することも含めて、手続を簡略化する余地が無いか継続的に検討されたい。
結果	③ 人権啓発研修の受講状況の報告について
内容	地域清掃ごみ搬送業務において、仕様書のとおり研修実施報告書が提出されているが、人権研修(障害者虐待防止)については、2021年3月の実施予定と記載されている。報告書はあくまでも実施した内容の記載を求めるものであるため、研修を実施した後に提出するよう指導する必要がある。

(8) 家庭ごみ事業課関連一個別の事業に関する監査の結果及び意見

項目	1. ペットボトル分別収集事業
意見	① 運行車両の届出について
内容	ペットボトル搬送業務委託仕様書においては、車両については、あらかじめ届け出ることとされているが、受注者に提出を求めたものは車検証の写し3枚のみである。車検証の写しだけでは、いつ誰が、何の目的で誰に対して提出したか等が明確ではない。届出の様式を整え、その添付書類として車検証等の証明書類を提出する運用方法への変更を検討されたい。
結果	② 人権啓発研修の受講状況の報告について
内容	ペットボトル搬送業務において、受注者は仕様書のとおり研修実施報告書を提出しているが、人権研修(障害者虐待防止)については、「障害者虐待防止、合理的配慮等の理解を深めるためテキスト形式により研修を行う。」ことを予定する旨の記載となっている。報告書はあくまでも実施した内容の記載を求めるものであるため、研修を実施した後に提出するよう指導する必要がある。
意見	③ ペットボトル回収バッグ管理表の記載漏れについて
内容	ペットボトル回収バッグ管理表において、設置場所名の欄に「在庫確認」と記載され、所在地等のその他の情報も記載されていなかった。後日においても、その内容が分かるよう、漏れなく正確に記載することを徹底されたい。
項目	2. 分別周知事業
意見	① 分別冊子の在庫確認表について
内容	市民配布用のわが家のごみカレンダー等の印刷物の在庫数や入出庫数は、在庫管理表にて管理しているが、在庫部数の記載に誤りがあつ

	た。現状、手計算により在庫部数を算出しているが、自動で算出できるような設定にするとともに、月末や納品時等においては、実際の在庫部数と管理表の在庫部数とが一致していることを確認する等、適切な在庫管理に努められたい。
意見	② 複数事業者からの参考見積書の徴取について
内容	2021 年度版わが家のごみカレンダーに係る印刷製本業務の入札に際しては、5 者による指名競争入札が行われ、落札率は 100%であった。予定価格の算定に際しては、前年度の落札業者以外の者からも広く見積書を徴取して検討を行う等、より競争性が発揮される余地の有無を継続的に検討されたい。
意見	③ 競争入札の適用の継続的な検討について
内容	2021 年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務は、広報とよなか等宅配業務を請け負う事業者が受注しているが、他に当該業務を同程度の品質及び費用で実施できる業者が見受けられないとして地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による特命随意契約としている。 しかし、業務内容は配達業務であり、今後、本業務においては随意契約を前提とすることなく情報収集を継続し、競争入札の採用による効率化の余地を継続的に検討されたい。
意見	④ 市民からの再配布依頼時における要因確認等のルール化について
内容	2021 年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務においては、受注者による配布確認を行うことが定められている。受注者自身に配布確認を実施させることは、受注者に対する牽制の効果等もあり、一定の意義を有するが、あくまで受注者による確認であり、その正確性までは担保できるものではない。例えば、市民から、配送漏れによる再配送の依頼等があった場合においては、事情等を聴取した上で、必要な場合には近隣の住宅や同一の集合住宅内の配布状況をサンプルで確認し、再配送の原因を一定程度把握・分類する等の対応をルール化することを検討されたい。
項目	3. 分別収集事業
意見	① ごみ散乱防止ネットの在庫確認表について
内容	貸出用のごみ散乱防止ネットの在庫数や入出庫数は「ごみ散乱防止ネット管理表」に記録しているが、管理表上の入荷日と請求書上の納品確認の日付とが異なる案件があった。実際の入荷日を正確に記録するとともに、管理表の在庫数量と現物の数量が一致していることを定期的に確認する等し、正確な在庫管理を図られたい。

項目	4. 再生古紙布売払収入(歳入)
意見	① より市場相場を反映した予定価格の算定について
内容	古紙布売却の入札においては、第 1 回目の入札が不調となっているが、その原因は、予定価格の設定が市場相場よりも高すぎたことによるものと考えられる。入札前における新型コロナウイルス感染症の影響による古紙布の引き取り価格の下落は急激なものであったが、財政課と協議の上で予定価格を市場相場に沿ったものとするのが望ましかったものといえる。今後、古紙布の売払いのように市場相場の変動が想定される取引については、相場変動の状況を勘案し、より直近の相場動向を反映した予定価格を算定されたい。
意見	② 契約書における単価の記載について
内容	古紙布売却契約書上、新聞紙の単価は「0.1 円」と記載されているが、「0.1 円(1 kg 当たり)」と単位を記載すべきである。
項目	5. ごみ収集業務委託事業
結果	① 過積載への対応について
内容	ごみ収集運搬業務を委託している 7 事業者から市に提出された直近の事故報告(令和 3 年 4 月分から 7 月分途中)には、過積載に係る報告がなされているが、同じ事業者が繰り返し過積載をしているケースも散見される。繰り返し過積載をする事業者に対しては厳格に指導していく必要がある。
結果	② 委託業務従事者に対する研修について
内容	ごみ収集運搬業務(全 7 事業者)においては、業務上必要と判断される心得や知識にかかる研修を実施するよう仕様書で定めているが、このうち、人権啓発、交通安全検収及び安全衛生研修について、平成 29 年度においては、全ての事業者が実施していたものの、平成 30 年度以降は減少し、令和 2 年度には半数以下の事業者しか実施していない。どの研修も業務に従事する者が習得すべき技能にかかるものであることから、市は、研修の実施を促し、実施報告を提出するように指導する必要がある。
意見	③ 車両点検表の確認について
内容	ごみ収集運搬業務の事業者から、市に対して提出される車両の点検表には点検を実施した者及びその確認者の欄があるが、サインがなく、点検者及び確認者が不明なものが少なからずあった。事業者は車両の点検者及びその確認者についても明確に報告すべきであるし、また、市はそのように指導する必要がある。

項目	6. 粗大ごみ関連
意見	① 受益者負担水準の見直しについて
内容	粗大ごみの収集にかかる費用のうちどれくらいが徴収する手数料収入で賄われているかを示す受託者負担割合は、年々増加しており、令和 2 年度においては 60%を超えている。市は、「歳入確保に係る基本方針（平成 24 年 7 月）」において、原則として 100%が受益者負担割合の望ましい水準であるとしているものの、粗大ごみの収集手数料については平成 19 年度の有料化開始当初より一度も価格改定を行っていないことから、妥当な手数料の金額、すなわち適正な負担のあり方について検討することも必要であると考えます。

(9) 事業ごみ指導課関連—個別の事業に関する監査の結果及び意見

項目	1. し尿処理・運搬業務
意見	① 手数料の過年度滞納分について
内容	し尿の収集に際して徴収する手数料収入について、過年度からの支払が滞っている事案が見られる。今後、滞納者への対応の効果も考えて、支払督促等の手法も検討しておく必要がある。
意見	② し尿処理における受益者負担について
内容	し尿処理費用の受益者負担割合は、一般家庭を対象とする「定期」で 2.0%であり、主に事業者を対象とする「臨時」で 30.3%である。 市の「歳入確保に係る基本方針（平成 24 年 7 月）」によれば、原則として、受益者負担割合は 100%が望ましい水準とされているものの、し尿処理手数料については、平成 29 年 7 月に料金改定がなされ既に数年が経過している。事業者が負担するものについては、他の手数料との整合性等を考慮し一定程度の負担増を検討する必要があると考えます。
項目	2. し尿処理施設基本構想策定業務
結果	① 人権啓発研修の受講状況の報告について
内容	委託契約書第 13 条において、受注者は基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修を行うものとし、その内容を発注者に報告しなければならないとされているが、当該報告を受けていない。本件委託業務は基本構想の策定業務であり、特に市民と接する機会があるものではないが、発注者として、人権啓発研修を本業務に必要なものとして契約条項に定めたのであれば、当該報告を受ける必要がある。

結果	② 契約書と仕様書の一体化について
内容	委託契約書第 1 条において、別添の仕様書を含む設計図書に従い契約を履行する旨が定められているが、別添の仕様書が契約書と袋綴じされていなかった。別添の仕様書は契約を構成する重要な構成要素であり、袋綴じにより契約書等との一体化を図るべきである。
意見	③新たなし尿処理施設に係る具体的な施設整備方針の策定について
内容	<p>現在の伊丹市し尿公共下水道放流施設は平成 3 年度に稼働した施設であり、共用期間が約 30 年となったことから老朽化が課題となっている。令和 2 年度に委託により策定した「し尿公共下水道放流施設整備基本構想」においては、現有施設へのし尿等搬入量を踏まえ、3 つのケースを想定し施設整備案を検討している。</p> <p>現在、所管課において、他の地方公共団体の事例等も含めて、より簡易な施設や新たな処理方式の導入可能性等も検討しているところであるが、速やかに、その適否等の検討を進め、伊丹市と協議の上で、具体的な施設整備方針を策定されたい。</p>

(注) 団体名等については、以下の略称を用いている。

略称	正式名称
環境交流センター	豊中市立環境交流センター
(特非)アジェンダ 21	特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21
(特非)花と緑のネットワーク	特定非営利活動法人花と緑のネットワークとよなか
シルバー人材センター	公益社団法人豊中市シルバー人材センター
(特非)雇用支援センター	特定非営利活動法人豊中市障害者就労雇用支援センター

以上